

強い攻撃性を示す個体等に対する
動物福祉の観点からの対応に係る検討会
報告書

令和8年3月

強い攻撃性を示す個体等に対する
動物福祉の観点からの対応に係る検討会

目次

はじめに

I 動物福祉について

- 1 動物福祉とは
- 2 動物福祉に基づく5つの自由

II 攻撃性の高い犬の動物福祉に基づく取扱い

III 動物福祉の観点から行う安楽死処置に対する課題・対応

IV 攻撃性の評価と安楽死処置等の判定

- 1 評価及び判定
- 2 評価者及び判定者
- 3 意見、課題等
- 4 チェックリスト、評価・判定フロー（例示）

V 今後の動物愛護センターのシェルター機能として必要なこと

- 1 動物福祉に関する普及啓発
- 2 シェルター機能としての方針整理

おわりに

(参考) 強い攻撃性を示す個体等に対する動物福祉の観点からの対応に係る検討会開催履歴

はじめに

神奈川県動物愛護センターでは、攻撃性の高い犬が一定数収容されるため「かながわペットのいのち基金」を活用した馴化事業を行っているが、馴化訓練を行っても攻撃性が緩和されない個体も存在する。

そのような犬を譲渡した場合、譲渡先で咬傷事故が起きることは十分に想定され、行政として、公共の安全性を脅かすようなことは許されず、譲渡対象とすることは極めて困難である。

また、このような攻撃性の高い犬の飼養管理を継続するには、人が手を触れずに作業ができる無触犬舎での飼養管理となるが、病気の治療、健康管理、散歩などの運動が十分に出来ない場合や、常に人に対して怖さを感じながら生活する場合などは、心身ともに健康で幸福な状態とは言えず、動物福祉の世界的基準である5つの自由にある「本来の行動がとれる自由」、「恐怖や抑圧からの自由」、「痛み・負傷・病気からの自由」を長期的に制限することとなり、「ペットのいのちも輝く神奈川」とは相反する形となってしまう。

なお、動物愛護センターではすでに攻撃性の高い犬による咬傷事故も発生しており、職員による飼養管理に危険が伴う状況がある。

そこで、令和7年5月29日に有識者等による「強い攻撃性を示す個体等に対する動物福祉の観点からの対応に係る検討会」を設置し、従来から県が行ってきた「回復の見込みがない個体のみ、苦痛からの解放のため安楽死を行う」という基本姿勢は維持しつつ、強い攻撃性を示す個体に対する動物福祉の観点からの安楽死処置について意見交換し、今後の神奈川県動物愛護センターにおけるシェルター機能としてのあり方などについてあらためて検討した。

本報告は、検討会で述べられた意見について、取りまとめたものである。

令和8年3月24日

強い攻撃性を示す個体等に対する

動物福祉の観点からの対応に係る検討会

会長 植竹 勝治

I 動物福祉について

1 動物福祉とは

「人が世話や管理をしたり、あるいは何らかの影響を及ぼしたりする動物あるいは動物集団について、その生理的、環境的、栄養的、行動的、社会的な欲求が満たされることによってもたらされる幸福（ウェルビーイング well-being）の状態」と定義されている。（『専門基礎分野 動物福祉学』（全国動物保健看護系大学協会 カリキュラム検討委員会編；2014年）より抜粋）

2 動物福祉に基づく5つの自由

動物が苦しむことなく適切に扱われ、健康で快適な生活を送ることを目的とした考え方や取り組み。動物の身体的、精神的な幸福を確保するために次の「5つの自由」が重要とされており、これらが満たされない状態は動物虐待に該当する可能性がある。

- (1) 飢え・渇きからの自由：栄養や水の適切な提供
- (2) 不快からの自由：適切な環境（寝床、居住スペース）
- (3) 痛み・負傷・病気からの自由：ケアや治療の提供
- (4) 本来の行動がとれる自由：自然な行動が可能な環境の提供
- (5) 恐怖・抑圧からの自由：不必要な苦痛の回避

II 攻撃性の高い犬の動物福祉に基づく取扱い

- ・攻撃性が高いため、長期間適切な管理や治療が行えない場合、「本来の行動がとれる自由」、「恐怖や抑圧からの自由」、「痛み・負傷・病気からの自由」の制限等、動物福祉が損なわれる。
- ・動物福祉が確保できない場合は、苦痛からの解放のため、獣医療の一環として安楽死の判断も必要である。

III 動物福祉の観点から行う安楽死処置に対する課題・対応

○ 目的、用語の定義

殺処分と安楽死処置の違いについて、県の考え方を明確にする必要がある。

- ・殺処分：健康又は治療すれば回復し、譲渡可能になりうる犬や猫を処分すること
- ・安楽死処置：動物福祉の観点から、獣医療の一環として行うもの

○ 安楽死処置についての理解向上と周知の必要性

動物福祉の観点から行う安楽死処置について県民にわかりやすく説明し、理解を得ていくことが重要である。

○ 判断基準の整備

病気を理由とした安楽死とは異なり、誰もが納得できる正当な理由や明確な判断基準を定めることは難しいが、訓練や治療等の記録を残すことが重要である。

○ 現場における実務上の課題

<安楽死処置を実施する上での課題>

- ・ 殺処分と安楽死の違いが分からないこと等に起因した、安楽死処置を行うことに対する県への誹謗中傷
- ・ 安楽死処置の判断、実施に伴う職員の心理的負担

<安楽死処置を実施しないことによる課題>

- ・ 攻撃性の高い犬が譲渡できず増えることで、労力は増大し、神奈川県動物愛護センター（センター）の収容能力が減少する。
- ・ 攻撃性の高い犬の永続的な管理における職員の負担継続、労働災害のリスク

IV 攻撃性の評価と安楽死処置等の判定

1 評価及び判定

○ 譲渡適性

- ・譲渡適性は、攻撃性の「評価」と「判定」の2段階で分けて実施する。
- ※ 評価とは、動物の状態について、チェックリスト（評価表）を用いて客観性を確保すること。
- ※ 判定とは、明確な評価を踏まえ、安楽死処置又は治療の実施を決定すること。
- ・攻撃性は単純な有無ではなく、種類や程度、具体的な状況を詳細に分析する必要がある。
- ・収容段階で「安楽死処置」「判定困難」「譲渡」と一旦大まかに分ける方法もある。

○ 診断の重要性

- ・最初に攻撃性や問題行動の原因を特定する診断が不可欠である。
- ・攻撃性は、病気や身体的要因、遺伝やホルモンに起因する場合もあるので、総合的な診断を行う。
- ・動物として攻撃する明らかな理由があれば正常な行動だが、脈絡のない突然の攻撃や異常な動作は異常行動の可能性がある。
- ・引取りの際に可能な限りヒアリングを通じて、攻撃の背景や詳細情報を収集することが重要である。
- ・攻撃性の高い犬は触診が困難なため、痛みの有無が把握できず、診断が難しい。

○ 馴化・治療について

- ・攻撃性の治療の一環として馴化トレーニングがある。そのため馴化トレーニングではなく、行動修正法又は行動療法という表記が妥当である。
- ・薬物療法と行動療法を行う場合は同時並行で行う必要がある。
- ・治療期間は個体差や使用薬物により変わるので、柔軟に設定するべき。
- ・行動療法のトレーニングは、専門の知識と技術を有する専門家及びその指導助言に基づき職員が行う。

○ 動物福祉の確保と公衆衛生上の危険性の判定

- ・治療プランの中では動物福祉を確保していくことが必要である。
- ・病気の治療や日常的な管理が適切にできず、動物福祉を確保できないなら、安楽死処置の判定も必要である。
- ・職員の安全を優先し、治療が危険な場合は早期に「治療困難」と判定し、慎重に対応する。

○ 再評価を踏まえた判定

- ・治療後の再評価を行い、譲渡の可否や治療の継続、又は安楽死処置を判定する。

2 評価者及び判定者

○ 評価の実施方法

- ・現場の複数の職員がチェックリスト（評価表）を用いて攻撃性の評価を行い、客観性を確保する。

○ 判定の際の専門家の関与

- ・公務員獣医師は異動があり、獣医療における職員の専門レベルが均一に保てないため、臨床獣医師や行動学に精通した獣医師、トレーナーなど、外部の専門家を関与させて、科学的根拠・合理的な意見を求めた上での判定を行うことが重要。判定の際の助言者には獣医師等の有資格者であることを明記した方がよい。
- ・ボランティアの中には、攻撃性が高い犬であろうと、動物愛護を優先させた引き出しをする方がいて、事故に繋がるおそれがある。

○ 最終判定

- ・最終判定は評価（再評価）をもとに、責任者（所長）が施設の状況や資源の余裕を考慮して行う。

3 意見、課題等

○ 犬種による判断の問題

- ・犬種でリスクを判断するのではなく、体格や個体の特性に基づく判定が必要である。
- ・攻撃性が高い犬で触れず、検査や治療が困難で譲渡後の対応も難しい場合、安楽死処置の判定も必要である。

○ 長期馴化委託について

- ・センターでできる訓練は限られているので、その範囲を明示し、外部の専門家に委託してその評価を聞くのもよい。
- ・良くなる個体もいるが、譲渡先の環境によってはうまくいかないおそれがあるので、行政での対応は厳しいが、トライアル制度の導入や譲渡後にトレーナーがつくなどの支援が望ましい。

4 チェックリスト及び評価・判定フロー（例示）

<チェックリスト作成におけるポイント>

- センター職員複数名で評価を行う。
- 細かすぎる項目ではなく、職員が対応できる範囲での項目とする。（獣医行動診療科認定医が行う評価とは異なる）
- 点数をつける形ではなく、日常的な管理において事実を客観的に評価する。

<チェックリストの項目例>

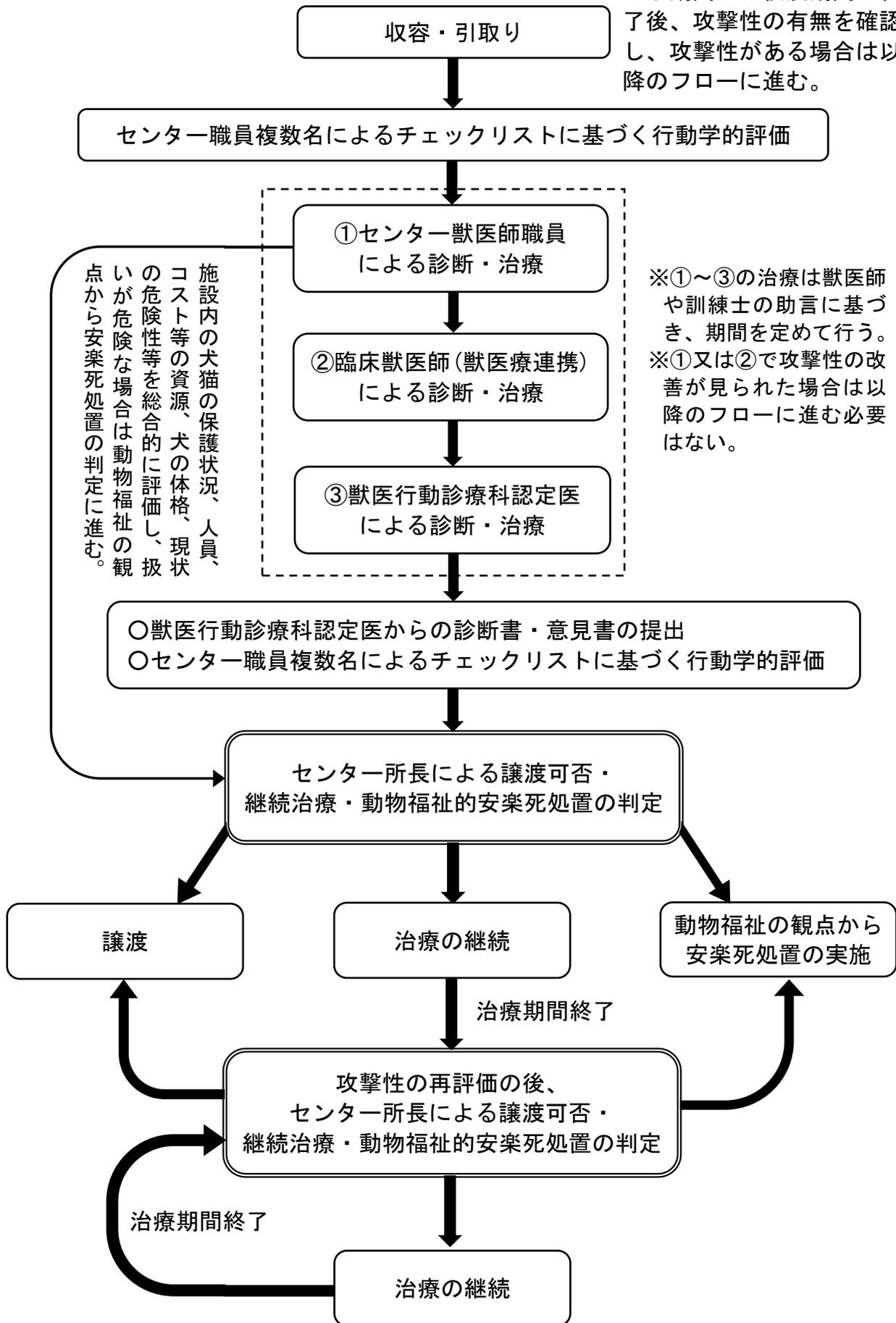
日常管理における評価

項目 \ 評価	問題なくできる	注意すればできる (どうすればできる)	できない (攻撃の程度)
エサやり			
犬舎の清掃			
首輪をつかむ			
リードの着脱			
散歩			
体を触る			
ブラッシング			
シャンプー			
爪切り			
抱っこ			

(年 月 日)
(評価者 : ○○○○)

<攻撃性の評価・判定フローのイメージ>

公示期間又は検疫期間が終了後、攻撃性の有無を確認し、攻撃性がある場合は以降のフローに進む。



V 今後の動物愛護センターのシェルター機能として必要なこと

1 動物福祉に関する普及啓発

- ・現在は、動物福祉を理由とした安楽死処置であっても、動物の命を絶つことは可哀そうなこと、酷いことだとする漠然とした動物愛護意識が存在しており、行政・民間を問わず、正しい動物福祉への理解を妨げている。
- ・動物福祉について広く普及啓発するため、専門家が中心となり、シンポジウムやセミナーを定期的に行い、その重要性について理解を深めていくことが重要である。

2 シェルター機能としての方針整理

- ・センター内での動物の福祉的な生活の基準や、費用、人員、時間等の観点から県のシェルター機能としての方針を整理し、その考えを本庁や出先機関を含めた動物愛護担当職員で共有する必要がある。
- ・譲渡困難な個体が増えることで、譲渡しやすい個体が収容できなくなる事態は防ぐ必要があり、センターの収容能力やリソースを考慮して、柔軟な対応ができるようにする必要がある。
- ・攻撃性の高い犬だけでなく、糖尿病や腫瘍などの継続的な治療が必要な動物について、センターの対応範囲を明確化する必要がある。
- ・行政にとって公共の安全を守ることは何より優先されることから、制御不能な保護動物の譲渡や、職員の安全配慮を無視して行う治療や馴化は動物愛護管理行政の方向性として問題がある。

おわりに

本検討会では、強い攻撃性を示す個体等に対する動物福祉の観点からの対応について、これまで3回にわたり検討を重ねた。

具体には、攻撃性が高く飼養管理が困難な犬に対する動物福祉の観点からの安楽死処置の妥当性や、チェックリスト及び評価・判定フロー、判定時の助言者等について検討した。

また、検討していく中で、動物福祉に関する考え方を、より一層県民に普及啓発する必要があるのではないかという課題が明らかとなり、今後は専門家を中心とするシンポジウム等を開催し、行政と共に広く普及啓発していくことが重要であると考えられた。

併せて、神奈川県動物愛護センターにおけるシェルター機能としての方針を整理することも重要であると考えられた。

本検討会の結果を踏まえて、「神奈川県動物愛護センターが保護した犬、猫等の動物の譲渡適性判断に係るガイドライン」を見直し、県が保護した動物をただ生かすだけでなく、「殺処分ゼロからその先へ」とする県のスローガンを踏まえて、動物福祉を守りながら人と動物との更なる共生社会の実現に向けて取り組むことを期待する。

強い攻撃性を示す個体等に対する動物福祉の観点からの対応に係る検討会 委員名簿

◎ 会長 ○ 副会長

氏 名	職 名
○ 入交 眞巳	米国獣医行動学専門医 東京農工大学ワンウェルフェア高等研究所特任准教授
◎ 植竹 勝治	麻布大学獣医学部愛護・適正飼養学研究室教授
奥田 順之	獣医行動診療科認定医 認定特定非営利活動法人 人と動物の共生センター 代表
小山 秀一	公益社団法人日本動物福祉協会 理事
清水 敦志	公益社団法人神奈川県獣医師会 理事
三井 翔平	株式会社アニマルライフソリューションズ ドッグトレーナー

※ 五十音順

開催履歴

	開催日	内容（いずれもWeb会議）
第1回	令和7年 9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・強い攻撃性を示す個体等に対する動物福祉の観点からの対応に係る検討会について ・神奈川県動物愛護センターの現状と課題について ・保護動物の行動制限等による苦痛からの解放など動物福祉の観点からの検討について
第2回	令和7年 12月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃性の判定手順について ・攻撃性の評価者及び判定者について ・判定時の助言者及び判定後の取扱いについて
第3回	令和8年 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・検討結果のまとめについて ・最終報告書のとりまとめについて ・今後の方針案について

（※神奈川県情報公開条例第25条第2号に基づき会議は非公開で実施）